

嘉手納基地所属 F-15C 戦闘機のフレアー誤射事故に対する意見書

去る 2006 年 3 月 30 日午後 2 時 40 分頃、嘉手納基地所属の F-15C イーグル戦闘機が通常訓練後、基地へ帰還する途中、訓練用フレアーを誤射する事故が発生した。

この事故について、米軍は、「F-15 機自体の安全に問題はなく、適切な措置を怠ったパイロットのミスによるもので、周辺地域への危険は一切なかった」などと発表している。

しかし、結果として周辺地域への危険がなかったとしても、パイロットの人為的ミスによるものであれば、場所を問わずどこでも起こり得るということであり、戦闘機が飛び交う下で暮らす住民にとっては到底安心できることではない。また、F-15 機自体の安全性についても、事故後短時間の原因究明で「問題なし」と断定してよいものかどうかはなはだ疑問である。

最近でも、フレアー落下、風防ガラス落下、緊急着陸、空中接触、補助翼の一部落下、飛行中の燃料漏れ、墜落等々、F-15 戦闘機の事故が突出して多数発生していることは重大である。

機体自体の欠陥による事故であれ、人為的ミスによるものであれ、事故発生が根絶されることなく続いている現状は、米軍による住民の生命・財産の軽視と言わざるを得ず絶対に許容できない。

よって、北谷町議会は、町民、県民の生命・安全・財産を守る立場から、今回のフレアー誤射事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 フレアー誤射事故の原因を徹底究明し、県民に公表するとともに謝罪すること。
- 2 兵員・乗員の綱紀を粛正し、再発防止策を講ずること。
- 3 市街地上空での軍用機の飛行・訓練を全面的に中止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2006 年 4 月 11 日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官 防衛施設庁長官
外務省特命全権大使（沖縄担当） 那覇防衛施設局長